

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 6 の規定により、一般競争入札（電子入札）を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

市原市長 小出 譲治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 海上 2 期地区ほ場整備事業地形図作成業務委託
- (2) 場 所 市原市新生ほか
- (3) 履 行 期 限 1 2 0 日間
- (4) 業 務 の 種 類 測量
- (5) 業 務 の 概 要 地形図作成業務 $A=0.884 \text{ km}^2$
基準点測量 一式
地形測量 一式

(6) 予 定 価 格 等

本業務の予定価格は事後公表とし、低入札価格調査基準価格は市原市低入札価格調査実施要領第 4 条の規定による計算方法に基づき、設定する。

(7) 入 札 の 方 法

本入札は、電子入札システム（ちば電子調達システム）を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

(8) 本業務の契約に関する注意事項

本業務の契約不適合責任期間は 3 年とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令和 8・9 年度市原市入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント部門）に登載されている者のうち、測量（航空測量）に登録がある者
- (2) 平成 23 年度以降に完成・引渡し完了した、次の業務（公共事業）すべてを元請として施行した実績（別の契約での施行実績でも可とする）を有する者
 - ① デジタル航空写真撮影業務
 - ② デジタルオルソ作成業務
 - ③ 数値地形図作成業務
- (3) 市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本業務の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- (4) 市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を、本業務の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (6) 本業務の公告の日から起算して、前 2 年以内に電子交換所による取引停止処分を受けた者又は前 6 月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出した者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、本業務の公告の日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、本業務の公告の日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者

3 入札参加申請

本業務の入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加のための申請を行わなければならない。

- (1) 申請期間 令和8年8月20日 午前9時00分から
令和8年8月27日 午後4時00分まで
(午前0時から午前8時までを除く。)
- (2) 申請方法 「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「電子入札システム」により申請すること。
アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
- (3) 提出書類 ①競争参加資格確認申請書（電子入札システムにより自動作成）
②入札参加資格確認書類届出書（測量・コンサル）
③公告の入札参加資格に該当する業務実績に係る書類（ア・イ全て）
ア 業務実績を確認できる契約書の写し（発注者、案件名、契約金額等を記載の頁（変更契約を締結している場合は変更契約書の写しも必要））
イ 業務実績が確認できる書類（テクリスの業務カルテ、仕様書又は設計書等）
※②～③については電子入札システムを使用して添付すること。また、②の書式については、市原市 WEB サイトからダウンロード可能なので、適時利用すること。
<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=615fef2d396461290eeeff6c>
- (4) 入札参加資格の確認結果通知
令和8年8月28日午後4時00分までに電子入札システムにより通知する。
ただし、当該確認結果通知は、入札参加資格があると仮定して送付するものであり、正式な入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。

4 設計図書等を示す場所及び日時

- (1) 設計図書等を示す場所
「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「入札情報サービス」
アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
- (2) 期 間 令和8年8月20日から令和8年9月8日まで

5 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、質問回答書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。この場合、電話で着信を確認すること。

なお、質問がない場合は、質問回答書を提出する必要はない。

- (1) 受付期間 令和8年8月20日 午前9時00分から
令和8年8月27日 午後4時00分まで
- (2) 提出先 市原市役所 農政部 農林業環境整備課
電子メールアドレス：noukan@city.ichihara.lg.jp
- (3) 回 答 令和8年9月1日に「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「入札情報サービス」で公開する。
アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

6 入札期間及び入札の方法

- (1) 入札期間 令和8年9月2日 午前9時00分から
令和8年9月4日 午後4時00分まで（午前0時から午前8時までを除く。）
- (2) 入札書の提出方法
「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「電子入札システム」により入札書を提出すること。
- (3) 入札金額
入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) ICカード

本入札に使用するＩＣカードは、本入札の公告日から相当程度の有効期限（２ヵ月程度）が残っているものを使用しなければならない。所有しているＩＣカードが上記有効期限未満の場合は、紙入札での参加を認めるので、市原市電子調達システム運用基準に基づき、「電子入札案件紙入札参加届出書」（様式２）を提出すること。

7 入札保証金 免除

8 開札の場所及び日時

- (1) 開札の場所 市原市役所第２庁舎３階２３０２会議室（入札室）
- (2) 開札の日時 令和８年９月８日 午後１時１５分

9 開札立会人

当該入札に開札立会人は選定しない。なお、開札は公開で行うものとするが、開札に重大な支障を及ぼす恐れがある場合その他公開しないことが必要と認められる場合には、非公開で行う。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札、市原市契約規則第１１条各号に該当した入札又は市原市電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、競争参加資格確認通知書の通知後から本業務の開札日までの間に市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けた者の行った入札又は市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けた者の行った入札は無効とする。

1.1 落札者の決定

- (1) 本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として指名し、資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者である場合に落札者とする。
- (2) 落札候補者に関する通知は、開札日の午後５時までに、電子入札システムにより「保留通知書」を送付して行う。
- (3) 落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出された書類に基づいて行う。ただし、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合、又は記載内容に変更がある場合は、落札候補者は令和８年９月９日午後４時までに当該書類を市原市役所第２庁舎１階契約検査課窓口まで（再）提出することができる。
- (4) 落札者決定後、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。
- (5) 落札者は、落札後直ちに「落札者決定通知書」を印刷して、本公告記載の契約担当課へ持参し、契約に関する指示を受けること。

1.2 落札価格の決定

落札者の入札金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

1.3 低入札価格調査及び失格基準価格

- (1) 本入札には、市原市低入札価格調査実施要領第４条の規定による計算方法に基づき低入札価格調査基準価格が設定してある。当該調査基準価格を下回る価格で入札した者があるときは、失格基準価格を下回る価格で入札した者を除き、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされないと市原市が認めるときは、落札者とならない場合がある。
- (2) 低入札価格調査基準価格には、市原市低入札価格調査実施要領第５条の規定による計算方法に基づき、失格基準価格を設定してある。当該失格基準価格を下回る価格による入札は失格とする。ただし、前記計算により難しい案件については失格基準価格を設定しない。

- (3) 失格基準価格以上でかつ低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した者には、開札日の午後5時まで、調査対象者となった旨を電話又はFAXで通知する。
- (4) 失格基準価格以上でかつ低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した者は、低入札価格調査に協力しなければならない。その際、開札日の翌日から起算して5日以内（土・日・祝日を除く。）に市原市役所第2庁舎1階契約検査課窓口まで「市原市低入札価格調査実施要領別記様式13～別記様式20」を提出しなければならない。書類については、調査票作成要領（別記要領2）に基づき作成すること。
- (5) 上記要領及び書式は市原市WEBサイトからダウンロードできる。
<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60237070ece4651c88c17e2d>

1.4 入札参加資格がない場合の措置

資格審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、入札参加資格がないと通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（土・日・祝日を除く。）に、市原市役所第2庁舎1階契約検査課窓口へ書面を持参して行わなければならない。回答は、説明を求められた日の翌日から起算して5日以内（土・日・祝日を除く。）に書面で行う。

1.5 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに電子入札システムによる再度の入札を行う。再度入札の入札書提出締切日時は、8で定める開札日時の翌日（土・日・祝日に当たる場合は次の平日）の同時刻とし、再度入札の開札日は、8で定める開札日の翌々日（土・日・祝日に当たる場合は次の平日）とする。
- (2) 再度入札の回数は1回までとする。
- (3) 1回目の入札に参加した者で入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (4) 再度入札の開札時間、開札場所、1回目入札の最低入札金額、再度入札において落札候補者となった者が入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合の当該書類の提出期限については、別途通知するものとする。

1.6 契約保証金

原則として、契約保証金（契約金額の100分の10以上の額、ただし、低入札価格調査基準価格を下回る価格による契約の場合は契約金額の100分の30以上の額）の納付又は契約保証金に代わる担保を付するものとする。なお、規則により契約保証金の全部又は一部が免除となる場合がある。

1.7 契約締結時期

落札者は、落札後原則として5日以内（土・日・祝日を除く。）に契約を締結しなければならない。

1.8 契約金の支払方法

- (1) 前払金
契約金額が300万円以上の場合、30パーセント以内の額で請求することができる。
- (2) 部分払
契約金額が1000万円以上の場合、下記回数を限度に出来高に応じて支払う。
- | | |
|-----------------------|------|
| 契約金額が1000万円以上5000万円未満 | 1回以内 |
| 契約金額が5000万円以上 | 2回以内 |

1.9 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。

- (4) 提出された資格確認資料を公表し、また無断で他の目的に使用することはしない。
- (5) この公告に記載する事項以外の事項については、市原市電子入札約款及び市原市電子調達システム運用基準のとおりとする。
- (6) 落札者は、「入札参加資格確認書類届出書（測量・コンサル）」に記載した配置予定の技術者に当該業務を担当させなければならない。ただし、配置予定の技術者に関する事項を入札参加資格として定めていない場合はこの限りでない。
- (7) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。
- (8) 本公告で指定している書式は、すべて市原市 WEB サイトからダウンロード可能なので、適時利用すること。

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=615fef2d396461290eeeff6c>

20 問い合わせ先

入札執行課

市原市役所 財政部 契約検査課

電話 0436 (22) 1111 内線 2582・2583

事業及び契約担当課

市原市役所 農政部 農林業環境整備課

電話 0436 (22) 1111 内線 3032